

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

SAIKAYA CO.,LTD

最終更新日:2015年5月28日

株式会社 さいか屋

取締役社長兼社長執行役員 岡本 洋三

問合せ先:総務部 田中 伸明

証券コード:8254

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の効率化と透明性の確保を実現するため、コーポレートガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置づけており、株主をはじめとする全てのステークホルダーから信頼を得るべく、コンプライアンスの徹底及び経営活動の透明性の向上に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
浅山忠彦	4,780,000	15.25
京浜急行電鉄株式会社	4,430,164	14.13
さいか屋取引先持株会	2,621,000	8.36
株式会社横浜銀行	1,337,000	4.26
スルガ銀行株式会社	1,320,000	4.21
日本証券金融株式会社	1,030,000	3.29
鹿島商事株式会社	891,000	2.84
クレディ スイス アーゲー チューリッヒ レジデント トウキョウ	794,000	2.53
宝天大同	404,000	1.29
株式会社SBI証券	330,000	1.05

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

大株主の状況は平成27年2月28日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

—

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上野 賢了	他の会社の出身者							○				
高橋 理一郎	弁護士											
須賀 一也	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上野 賢了		株式会社京急百貨店取締役社長 京浜急行電鉄株式会社取締役	当社の大株主である京浜急行電鉄株式会社の取締役であり、経営者としての豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社の経営に反映させてもらうことが期待できるため。
高橋 理一郎	○	R&G横浜法律事務所同事務所代表パートナー	弁護士の資格を有しており、法律に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の経営に反映させてもらうことが期待できるため。また、現在及び過去において会社との関係上、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として選任致しました。
須賀 一也	○	須賀公認会計士事務所代表 監査法人ネクステイ代表社員	公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する知見を生かした専門的見地から、貴重かつ適切な意見を当社の経営に反映させてもらうことが期待できるため。また、現在及び過去において会社との関係上、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、

独立役員として選任致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の員数

4 名

監査役の人数

3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役会で決定した年間監査計画に基づき監査しております。また、会計監査人は監査役に対して年間の監査計画を提出しており、監査役と会計監査人は、定期的な報告会にて監査の状況報告などについて、お互いの情報や意見の交換を実施し連携を図っております。監査役と内部監査室との連携につきましては、内部監査室は財務報告に係る内部統制の整備及び運用の評価をおこなうとともに、コンプライアンス委員会の事務局を務め、適法・適正に業務がおこなわれているか定期的に確認しています。そして、監査役会は内部監査室からその報告を受け、内部統制の整備の進捗状況について、意見交換を実施し連携を図っております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石田 修	他の会社の出身者													
森 勇	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石田 修		株式会社横浜銀行常勤監査役	銀行業務に精通し、豊富な知識、経験をもって、貴重かつ適切な意見を当社の監査活動に反映させてもらうため。
森 勇	○	中央大学大学院法務研究科教授 コモンズ総合法律事務所弁護士 東洋水産株式会社監査役	大学院法務研究科の教授であり、弁護士でもあることから、企業法務等に関する豊富な知識と経験をもって、貴重かつ適切な意見を当社の監査活動に反映させてもらうため。また、現在及び過去において会社との関係上、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、独

			立役員として選任致しました。
--	--	--	----------------

【独立役員関係】

独立役員の数

3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現状の報酬体制で、適切かつ効率的に取締役の業務執行がなされているためであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、事業報告に取締役・監査役別に総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成27年2月に係る取締役の報酬総額は取締役5名に35百万円(うち社外取締役に2百万円)です。

同じく監査役の報酬総額は、監査役3名に14百万円(うち社外監査役に4百万円)です。

1. 上記には平成26年5月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び辞任した監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与5百万円は含まれておりません。

3. 取締役報酬及び監査役報酬の限度額は、昭和63年5月26日開催の定時株主総会において、取締役15,000千円(月額)、監査役1,500千円(月額)

と決定しております。

各取締役の報酬は、取締役会において役職・業績・業務分掌等を勘案して決定しております。

各監査役の報酬は、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

1. 社外取締役のサポート体制

取締役会及び株主総会開催の都度、担当取締役が社外取締役に対して事前に議案の説明をおこなっております。

2. 社外監査役のサポート体制

監査役会、取締役会及び株主総会開催の都度、常勤監査役が社外監査役に対して事前に議案の説明をおこなっております。また、監査役会において、社内の重要な会議の内容等、日常的な監査を通じて得られた情報を報告し、情報の共有をおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 取締役及び取締役会

取締役会は取締役5名(内3名は社外取締役)で構成され、毎月開催の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役会規程に基づき経営に関する重要事項について審議・意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督しております。

2. 監査役及び監査役会

監査役会は監査役3名(内2名は社外監査役)で構成され、コンプライアンス、リスク管理、企業情報開示の適正性等について協議、監督するとともに情報の共有を図っております。監査役会は、原則毎月開催されております。

3. 社外取締役の役割・機能

取締役会において、社外からの視点で意見を受けることによって、経営者の説明責任が果たされることになり、また経営の透明性の確保が実現でき、更には取締役会における適切な意思決定につながると考えております。

4. 執行役員制度

経営監督機能と業務執行機能の役割分担の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。これにより、経営の意思決定のスピードアップを図り、各部門の業務を円滑かつ迅速に遂行することにより、経営体制を一層強化・充実させることになると考えております。

5. 経営会議の設置

取締役会に付議すべき事項のうち、事前審議を要する事項及び業務執行に関する重要事項を審議するための機関として経営会議を設置しております。原則月2回開催し、適正かつ効率的な意思決定が可能となる体制を構築しております。

6. 内部監査及び監査役監査

社内の内部統制強化のため、業務部門から独立した取締役会直属として内部監査室を設置し、内部統制評価マニュアルに基づき業務部門の評価及び監査をおこない、取締役会に報告しております。また、内部監査室はコンプライアンス委員会の事務局を務め、適法・適正に業務がおこなわれているか定期的に確認しております。

監査役は、取締役会・監査役会のみならず、社内の重要な諸会議に出席することもあり、代表取締役等との間で定期的に意見交換をおこなうとともに、重要な議事録等の回付を受け確認を実施しております。また、監査役は会計監査人との間及び内部監査室との間で、それぞれの年間監査計画、監査結果等につき意見交換をおこなう等相互に連携を図り、監査を実施しております。

7. 会計監査人

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。なお、当社と同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は経営の効率化と透明性の確保を実現するため、コーポレートガバナンスの充実を重要な課題と位置づけております。

現在、当社は取締役5名のうち、独立性の高い社外取締役を3名選任して取締役会を構成することにより、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保されると考えております。また、監査役会につきましても、3名のうち、2名は独立性の高い社外監査役で構成されており、監査役は、経営トップ層との定期的な情報交換などを実施し、適法性及び妥当性の両面から適正な監督が担保されると考えております。他方、法的機関とは別に、取締役会の事前審議の場として経営会議を定期的に開催する体制を整えており、これにより取締役会において適切かつ効率的な意思決定が担保されると考えております。以上の理由により、当社は現状のコーポレートガバナンス体制を採用しております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	本年の第83回定時株主総会においては開催日（平成27年5月26日）の19日前（平成27年5月7日）に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日外の5月中（本年は平成27年5月26日）の開催としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、ニュースリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部にIR担当を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「環境理念」、「環境行動指針」を策定しており、地球環境の保全は社会に対する企業の責任であることを認識し、あらゆる事業活動において省資源・省エネルギー・廃棄物抑制・リサイクルを推進し、環境に配慮した活動に努めるとともに、地域に根ざした活動にも積極的に取り組んでまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、事業経営の方針に関する事項等、取締役会規程に定める決議事項を審議・決議する機関であり、取締役会の中に社外取締役3名と社外監査役2名を継続選任することにより、取締役会の職務執行について、その適法性に関する監督機能の維持、向上を図っております。
 - (2) 取締役会で、コンプライアンスの定義・必要性・体制、遵守すべき項目等について記載した「コンプライアンスマニュアル」を制定し、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、個人情報保護等を含めた法令遵守の徹底を行っております。
 - (3) 総務部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」では、当社及び子会社のコンプライアンスに係る情報の審議を行うとともに、「経営会議」では、コンプライアンスに関する重要事項について、協議及び決定を行っております。
 - (4) コンプライアンス上問題のある事項について、全職員等が、コンプライアンス担当部署や外部相談窓口へ直接報告できる体制とし、報告を受けた場合、コンプライアンス担当部署は、速やかに改善指導を行うとともに是正・改善措置を講じております。
 - (5) 内部監査部署は執行部門から独立した取締役会直属組織とし、コンプライアンス態勢等の有効性及び適切性について監査を行っております。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか、規程により各会議の議事録及びその他の文書等を保存・管理するとともに、取締役、監査役等が必要に応じて閲覧、謄写が可能な状態で保管管理しております。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会で「リスク管理規程」を制定し、リスクの種類ごとのリスク管理部署及びリスク全体の統括部署を定めており、会社のリスクを識別・分析し必要な対応策を実行することにより事前防止を図るとともに、リスク発生時における体制や再発防止策の策定等について定めております。
 - (2) 取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて、リスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行っております。
 - (3) 内部監査部署は、リスク管理体制等の有効性及び適切性について監査を行っております。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 業務の分掌及び職制並びに職務の権限に関する規程を制定しております。
 - (2) 代表取締役、取締役、執行役員等によって構成される経営会議を設置しております。
 - (3) 取締役会および経営会議において業績他、主要事項の進捗管理を行っております。
 - (4) 経営会議による中期経営計画、単年度計画の策定及び半期ごとの予算の設定を行っております。
5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という)の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ア. 当社は子会社管理規程を制定し、当該規程に基づき子会社における業務の適正を確保いたしております。
 - イ. 子会社はすべて取締役会設置会社となっており、当社は子会社に取締役及び監査役を派遣し、子会社の業務の適正を監視する体制となっており、子会社の業務の状況等は毎月当社の役職員が出席する子会社取締役会の中で報告されております。
 - (2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 取締役会で制定した「リスク管理規程」を当社及び子会社共通の規程として定めております。
 - イ. 当社の取締役会及び経営会議等では、「リスク管理委員会」を通じて子会社のリスクの種類や内容に応じたリスク全般に関する報告を受けるとともに必要な決定を行っております。
 - ウ. 内部監査部署は、子会社のリスク管理体制等の有効性及び適切性について監査を行っております。
6. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 子会社は、取締役等の職務の執行を効率的に行うための必要な規程類を整備しております。
 - イ. 子会社取締役会の中では、規程類に基づき子会社の業績他、主要事項の進捗管理等について報告することとしております。
7. 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 子会社全役職員に対し当社及び子会社共通の「コンプライアンスマニュアル」を配布し法令等遵守の徹底を行っております。
 - イ. 当社及び子会社共通の「コンプライアンスに関する通報規程」により、その目的及び窓口、通報方法が子会社全役職員に周知されております。
8. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社及び子会社において財務報告の適正性を確保するため、取締役会で、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定しております。
9. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の監査役が必要とした場合、監査役を補助する使用人を配置します。
10. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事異動、懲戒等に関しては監査役の事前の同意を得ることとします。また取締役の指揮命令下に属さないものとし独立性を確保します。
11. 当社の監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役が必要とした場合の使用人は専任の従業員とし、監査役の職務を補助する人材を配置します。
12. 当社の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

当社の取締役及び使用人は、法律に定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、コンプライアンス担当部署を通じて当社の監査役へ速やかに報告する体制としております。
 - (2) 当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の子会社の取締役等及び監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法律に定める事項のほか、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題等について、当社のコンプライアンス担当部署を通じて当社の監査役へ速やかに報告する体制としております。
13. 当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の全役職員については、「コンプライアンスに関する通報規程」等により当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことと定めております。
14. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役への請求に基づき、会社法388条の定めにしたがい、必要な費用を支払うこととしております。
15. その他当社の監査役が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会または監査役は、代表取締役等と定期的に会合をもち、取締役の経営方針を確かめるとともに、当社が対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、監査法人とも同様に積極的な意見交換を行うとともに、内部監査部署とも連携を図ることとしております。
 - (2) 監査役は、その他の取締役及び使用人も必要に応じて会合を持つなど、監査環境の整備を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は、組織

的に毅然とした姿勢で臨むものいたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署の設置

総務部を対応統括部署とし、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みをおこなっております。

(2) 外部専門機関との連携

上記対応統括部署において、外部専門機関と平素から意思疎通を図り、緊密な連携関係を構築しております。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本方針について

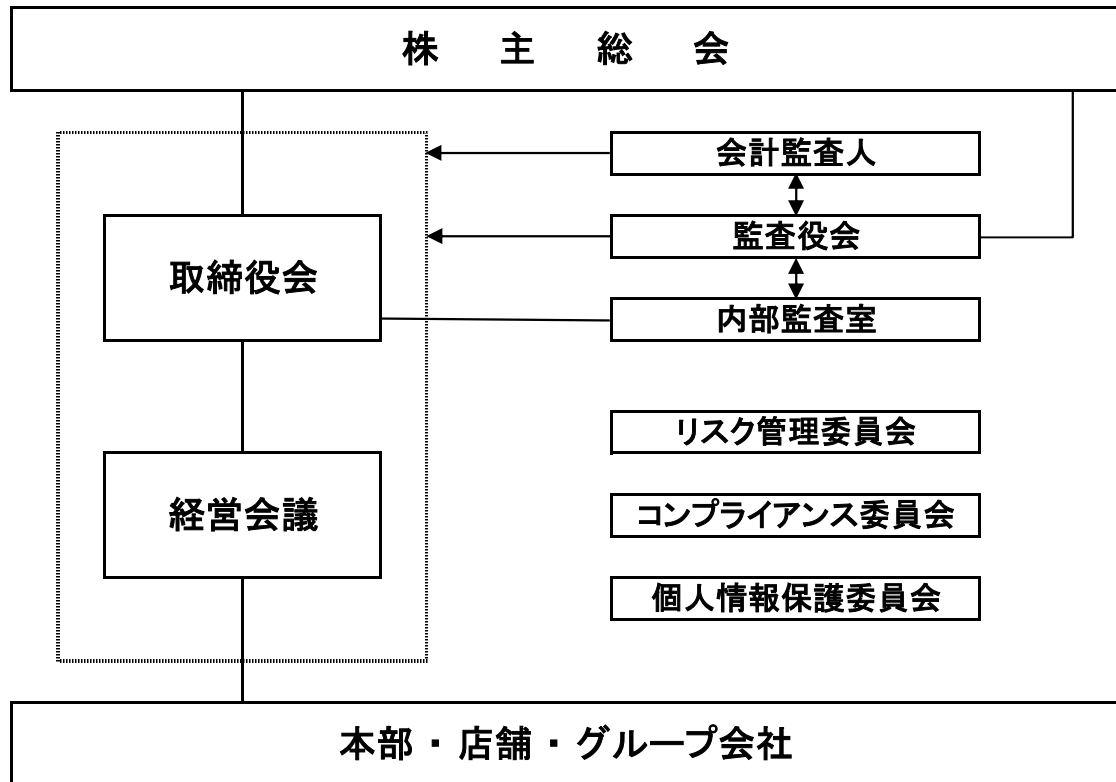
- (1) 各種法令および証券取引所の適時開示規則などに則って適時適切な情報開示に真摯に取り組んでおります。
- (2) 各種法令や規則に基づく情報開示のほか、株主、投資家、お取引先および地域社会の皆様などの当社のステークホルダーの皆様に対して、各種企業情報の自主的・積極的な情報開示もおこなっております。
- (3) 高い公共性と社会的責任に鑑み、できる限り多くの企業情報を正確かつ迅速にわかりやすく開示することで、ディスクロージャーの充実に努め、経営の透明性を高めております。

2. 適時開示体制について

当社は、会社情報の適時開示に係わる統括部署を経営企画部として、つぎの体制により情報開示をおこなっております。

- (1) 営業店および関連会社からの情報を含め、本社各部から速やかに経営企画部に情報を集約し、経営企画部では、適時開示規則に則り開示要否の判定をおこないます。
- (2) 開示すると判定した場合、経営企画部は該当事項の本社各部と協議のうえ開示資料を作成し、適時開示担当役員の決裁を経た後、速やかに開示致します。
- (3) 内部監査室では、適時開示情報の管理・取扱状況などについて監査をおこなっております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【会社情報の適時開示に係る社内体制】

